11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間です

「189（いちはやく）、気づいたあなたに　できること」

「オレンジリボン運動」は、こども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、こども虐待をなくすことを呼びかける運動です。

問こども家庭支援課☎㊐806

市では、オレンジリボン運動を通して、こどもの虐待の現状を伝え、多くの方にこども虐待の問題に関心を持っていただき、虐待のない社会を築くことを目指しています。その一環として、11月6日㈮から19日㈭まで、こども家庭支援課窓口付近で大きなリボンを作るキャンペーンを行います。

虐待を発見したとき

児童虐待防止法では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村や児童相談所に通告しなければならない。」と規定されています。

虐待ではないかと疑いを持った時には、ためらわず連絡し、児童を虐待から救うための行動を起こしましょう。

〈児童虐待とは〉

●身体的虐待

殴る、蹴るなどの暴力、戸外に閉め出すなど

●心理的虐待

こどもの前で暴力や言い争いをする、無視や拒否的な態度を示すなど

●保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

病気でも病院に連れて行かない、適切な食事を与えないなど

●性的虐待

こどもへの性交、性的暴力をおこなう、ポルノビデオを見せるなど

ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。

こどもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話をしていることに周りの人が気づいたら、声を掛け、手を差し伸べましょう。

子育て中の方へ

こどもは、親の思いどおりにならないものです。また、子育てには不安がつきものです。

一人で抱え込まず、ご相談ください。

■相談窓口（受付時間は、個別にお問い合わせください）

・虐待が疑われる時など	
市こども家庭支援課	☎㊐806
草加児童相談所	☎920－4152
・子育て全般、発達、こころの健康などについて	
家庭児童相談室	☎951－5457
教育相談所（不登校・いじめについて）	☎995－0077
草加保健所	☎925－1551
子どもスマイルネット（県）	☎048－822－7007
・乳幼児の子育ての悩みについて	
やしお子育てほっとステーション	☎951－0229
にじいろ子育て相談室	☎933－9707

昨年度のオレンジリボン運動の様子

シールを貼って大きなリボンを作りました

里親入門講座の開催

さまざまな事情により、自分の家庭で暮らすことができないこどもたちがいます。このようなこどもたちを家族として迎え、養育していくのが里親制度です。

里親入門講座では、制度の説明だけではなく、実際にこどもを育てている里親の体験談を聞くことができます。この機会にぜひ里親制度について学んでみませんか。

問草加児童相談所☎920－4152

日令和9年1月17日㈯　午前10時～正午（受付＝午前9時30分～）
場草加児童相談所（草加市西町425－2）
内里親制度の説明、現役里親の体験談など
定16人（申込順）
申令和9年1月8日までに、窓口または電話で草加児童相談所へ

個人情報を守るために本人通知制度へ登録しましょう

本人通知制度とは、本人の代理人または第三者に戸籍謄本や住民票の写しなどを交付したときに、登録者本人にその事実を通知する制度です。

不正請求の抑止、不正取得の早期発見のために登録しましょう。

問市民課☎㊐213

登録できる方

市の住民基本台帳または戸籍に記載されている方

通知対象となる証明書

- 住民票の写し（本籍の記載があるもの）
- 住民票記載事項証明書（本籍の記載があるもの）
- 戸籍謄抄本（除籍を含む）
- 戸籍の附票の写し（本籍の記載があるもの）

通知内容

- 交付年月日
- 交付した証明書の種類・通数
- 交付請求者の種別（代理人、第三者）

※請求者の氏名・住所は通知しません。

本人通知制度について

登録手続き

申請書（市民課、駅前出張所または市ホームページで入手）、窓口に来庁する方の本人確認書類（運転免許証など）および委任状（代理の方のみ）をお持ちのうえ、市民課または駅前出張所へ（郵送による申請も可能）